

「憲法は何故

改正しなければならないか」

清原 淳平先生

(財團法人協和協業会・常務理事)

平成三年九月二十六日開催「昼食会」講演要旨

日本の憲法はまず、その制定の過程で国際公法違反の疑いがある。十九世紀ヨーロッパでは

各国が戦争を繰り返し、戦勝国は、いつも敗者に自分の都合の良い憲法を押し付けたが、次の戦争で勝敗が逆転すると、今度は相手の言いなりの憲法を強制された。そんな事の繰り返しの反省から、一九〇七年に「占領

者は絶対的な支障のないかぎり、占領地の現行法規を尊重すべし」というハーグ条約が締結された。日米両国とも、後からではあるが、この条約に加盟している。

現行憲法は占領軍の英文原稿を大急ぎで翻訳したので、法律用語の誤りが多い。議決（可決と否決を含む）と可決を混同したり、予算と予算案の取り違え

リアとも連合国から改憲を要求されたが、いずれもこの条約を盾にこれを拒否した。しかし日本はマックアーサーに天皇の一

身、あるいは皇室の存続が保証できないといわれて、改憲を呑まされたのである。形式的にはとにかく、実質的には国際公法違反の疑いが濃い。

など沢山あるし、戦争放棄といふが、放棄というのは、相続放棄の場合のように、当然ある権利を捨てることで、侵略戦争が当然の権利である訳がない。

独立国である以上、当然憲法に想定して置くべき、緊急事態発生の場合の最高指揮機関の指定と、その指揮責任者の指定。また総理大臣の突然の死去、あ

るいは内閣全員の死亡などの場合取るべき措置について、現行憲法には国民の権利に関する規定は沢山あるが、義務については、教育と納税をあげるだけで、バランスを欠いている。権利と義務は盾の両面であるという民主主義の原則に反している。

第八十九条で、公に属しない

教育、慈善・博愛に公の資金の支出を禁じている。しかしそれでは、私立学校特に私立大学、あるいは社会福祉事業がなり立たないので、私学振興財団や社会福祉事業といった機関を設けて、これらを通して政府資金を支出している。最高裁は教育に関する、この支出を違憲の疑いがあるとしている。

憲法でいつも問題になる第九

条は、英文で読むと戦車や軍艦を持つことは到底できない。九条をいく通りに解釈できるか、憲法学会で調べたら、実に十八通りの解釈が可能という結果になつた。國の基本法である憲法がそんなに沢山の解釈ができる

このように種々の憲法の解釈

を政府が採用して、法と現実のギャップを埋めているのは決して良い事ではなく、國民の順法たないので、社会福祉事業がなり立つ精神に悪影響を与えていた。個々の条文の不備や、語句の誤りの問題はさておき、日本国憲法は果して独立国憲法に値するのか。戦前のフィリピンなどの植民地憲法は、外交権と軍事権を持たないのが特徴だった。

最後に憲法改正のルールについておこう。法と現実が食い違つておるのを見過すのは、法

と軍事権を持たないのが特徴だつた。日本は現行憲法を制定以来四十七年間、全然改憲をしていないが、この間に西ドイツ三十五回、スイス五十四回、ソ連五十三回など頻繁に改正している。他にも多くの国が改憲をしている。

ところが日本では、社会党、共产党が中心になつて、改憲はただちに戦争につながると唱え、マスコミがまたその尻馬に乗つ

マックアーサーは日米開戦ま

で六年間フィリピン軍司令官

をしていたので、日本憲法の草

案を作るにも、フィリピンの

植民地憲法を参考にしたのだろ

う。

て宣傳するので、國民もそう思
いこまされている。これまでに、
稻葉、奥野の二人の法務大臣が、
憲法は勿論厳守するが、将来の
問題として、改憲をする方が良

いと思うとの趣旨の発言をした
からという事で辞職させられた。
こんなことで日本は果して、民
主的法治國家といえるだろうか。

(文責・編集部)